

目次

前文

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 福祉整備に関する基本的施策

第一節 福祉整備に関する施策の基本方針(第六条)

第二節 公益的施設に関する福祉整備(第七条—第十三条)

第三節 公共車両等及び公共工作物並びに住宅に関する福祉整備等(第十四条—第十六条)

第三章 身体障害者等による施設等の円滑な利用を促進するための措置(第十七条—第十九条)

第四章 福祉整備審議会(第二十条)

第五章 雜則(第二十一条・第二十二条)

附則

市民一人一人が心豊かに健康で共に生きることができる豊齢化社会の実現は、わたしたちすべての市民の願いである。

わたしたちは、このような願いから、これまで、「仙台市福祉の街づくり環境整備指針」を制定し、建築物、道路、公園などの施設が身体障害者、高齢者等にとっても利用しやすいものとなるように、これらの施設の整備に努めてきた。

しかしながら、身体障害者、高齢者等が行動上受けている制約は、いまだに解消されてはおらず、これらの人々は、日常生活においても、社会生活においても、特別の努力を払うことを余儀なくされている。そればかりか、高齢化の進展により、このような制約を受ける人々が今後一層増加することが予想されている。

わたしたちは、本格的な高齢社会の到来を目前に控え、これまで以上に、わたしたちのまちのさまざまな施設がすべての人にとって利用しやすいものとなるように、その整備に努めることこそ、豊齢化社会の実現に欠くことのできない条件であることを深く自覚し、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、身体障害者、高齢者、病弱者その他日常生活上又は社会生活上の行動に制約を受ける者(以下「身体障害者等」という。)による円滑な利用を図るための施設等の構造、設備等に関する整備(以下「福祉整備」という。)その他の条件の整備の促進について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、福祉整備に関する施策を推進することにより、市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公益的施設 官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通施設(公共車両等を除く。)、宿泊施設、商業施設、共同住宅、道路、公園その他の施設で、福祉整備が必要なものとして規則で定めるものをいう。

二 指定施設 公益的施設のうち、特に福祉整備が必要なものとして規則で定めるものをいう。

三 施設工事等 公益的施設に関する新築、新設、増築、改築、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第十四号に規定する大規模の修繕若しくは同条第十五号に規定する大規模の模様替の工事その他これらに類する工事又は用途変更(用途を変更して公益的施設とする場合に限る。次号において同じ。)をいう。

四 施行主等 工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自ら工事をする者又は用途変更を行う者をいう。

五 公共車両等 旅客の運送の用に供する鉄道車両、自動車その他の移動施設で、福祉整備が必要なものとして規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 公共の利用に供する案内標識、公衆電話所その他の工作物で、福祉整備が必要なものとして規則で定めるものをいう。

七 住宅 主として居住の用に供する建築物(公益的施設を除く。)をいう。

八 施設等 公益的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

九 所有者等 施設等を所有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第三条 市は、この条例の定めるところにより、自ら設置し、又は管理する施設等について率先して福祉整備に努めるとともに、その他の福祉整備に関する施策を積極的に実施する責務を有する。

2 市は、前項に定めるもののほか、身体障害者等による施設等の円滑な利用を支援するための必要な措置(以下「支援措置」という。)を講ずるように努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動の用に供する施設等について自ら福祉整備に努める責務を有する。

2 事業者は、前項の施設等の利用に関し自ら適切な支援措置を講ずるように努めなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるものほか、市が実施する福祉整備に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、その日常生活において、身体障害者等による施設等の円滑な利用が促進されるように自ら努めるとともに、市が実施する福祉整備に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 福祉整備に関する基本的施策

第一節 福祉整備に関する施策の基本方針

第六条 市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)その他の関係法令(他の条例を含む。)の規定による成果の一層の充実を図ることを基本とし、これらの規定による措置との調整及び有機的な連携を図りつつ、福祉整備に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、福祉整備に関する施策を実施するに当たっては、施設等の構造、設備等に関し整備の目標となる指針を定め、これを公表する。

(平一八、一〇・改正)

第二節 公益的施設に関する福祉整備

(整備基準)

第七条 市長は、福祉整備を促進するため、公益的施設の種類に応じ、規則でその構造、設備等に関し必要な整備基準(以下「整備基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、整備基準を定めようとするときは、仙台市福祉整備審議会の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(整備基準の遵守義務等)

第八条 施設工事等の施行主等は、当該施設工事等の施行に当たっては、当該施設工事等に係る公益的施設の部分を整備基準に適合させなければならない。ただし、当該公益的施設の規模又は構造、地形の状況等による障害その他の当該公益的施設の部分を整備基準に適合させることを著しく困難とする事由があるときは、この限りでない。

2 この条の規定の施行の際現に存する公益的施設の所有者等は、当該公益的施設を整備基準に適合させるように配慮しなければならない。この条の規定の施行の際現に施設工事等に着手している施行主等についても、同様とする。

(指定施設に関する施設工事等の届出等)

第九条 指定施設に関する施設工事等の施行主等は、規則で定めるところにより、当該施設工事等に着手する前の規則で定める期日までに、その内容を市長に届け出なければならない。届出をした施行主等が当該届出に係る施設工事等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした施行主等は、同項の指定施設に関する施設工事等を完了した場合においては、その旨を規則で定める期日までに市長に届け出て、当該指定施設の構造、設備等に関し市長の検査を受けなければならない。

3 市長は、第一項の施行主等が同項の規定による届出をしないで同項の施設工事等に着手したとき、又は当該施設工事等の内容が届出に係る内容と異なるときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、当該施行主等に対し、あらかじめ、仙台市行政手続条例(平成七年仙台市条例第一号)第三章第三節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

4 市長は、第一項の規定による届出があった場合において、同項の施設工事等に係る指定施設の部分が整備基準に適合しないと認めるときは、当該施設工事等の施行主等に対し、当該指定施設の部分を整備基準に適合させるために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

5 市長は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた同項の施行主等に対し、期限を定めて、当該勧告に基づいて講じた措置に関し報告を求めることができる。

(指定施設に係る報告等)

第十条 市長は、指定施設について、身体障害者等による円滑な利用を図るため特に必要があると認めるときは、当該指定施設の所有者等(第八条第二項後段の施行主等を含む。以下この節において同じ。)に対し、当該指定施設の福祉整備に関する報告又は計画書の提出を求めることができる。この場合において、当該所有者等は、同条第一項ただし書に規定する事由があるときでなければ、当該報告又は計画書の提出を拒むことができない。

2 市長は、前項の報告又は計画書の提出があった場合において、同項の指定施設について整備基準に適合しない部分があると認めるときは、当該指定施設の所有者等に対し、当該指定施設の部分を整備基準に適合させるために必要な指導及び助言をすることができる。

(立入調査)

第十一條 市長は、前二条の規定の施行に必要な限度において、職員に指定施設又は指定施設に関する施設工事等の現場に立ち入り、当該指定施設の整備基準への適合の状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(維持及び保全)

第十二条 公益的施設の所有者等は、当該公益的施設の整備基準に適合する部分について、その機能の維持及び保全に努めなければならない。

(適合証)

第十三条 市長は、第九条第二項の検査の結果、同項の指定施設が整備基準に適合すると認めるときは、同項の施行主等に整備基準に適合することを証する証票(以下「適合証」という。)を交付するものとする。公益的施設の所有者等から申請があった場合において、審査の結果、当該申請に係る公益的施設が整備基準に適合すると認めるときも、同様とする。

- 2 前項後段の審査の結果、当該申請に係る公益的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、市長は、その旨を適合しない部分を示して同項の所有者等に通知しなければならない。
- 3 適合証の交付を受けた所有者等は、当該適合証を譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 市長は、交付した適合証に係る公益的施設が整備基準に適合しないこととなったときは、当該適合証の交付を受けた所有者等に対し、当該適合証の返還を命じなければならない。適合証の交付を受けた所有者等が前項の規定に違反して当該適合証を譲渡し、又は貸与したときも、同様とする。

第三節 公共車両等及び公共工作物並びに住宅に関する福祉整備等

(公共車両等及び公共工作物に関する福祉整備等)

第十四条 公共車両等又は公共工作物の所有者等は、当該公共車両等又は公共工作物について福祉整備に努めるとともに、これらの利用に関し適切な支援措置を講ずるように配慮しなければならない。

(住宅に関する福祉整備等)

第十五条 住宅を供給する事業者は、その事業活動に関し供給する住宅について福祉整備に努めるとともに、その利用に関し適切な支援措置を講ずるように配慮しなければならない。

(報告等、指導及び助言)

第十六条 市長は、身体障害者等による前二条に規定する施設等の円滑な利用を図るために必要があると認めるときは、第十四条の所有者等又は前条の事業者に対し、これらの施設等の福祉整備に関する報告若しくは計画書の提出を求め、又はこれらの施設等の福祉整備を促進するために必要な指導及び助言をすることができる。

第三章 身体障害者等による施設等の円滑な利用を促進するための措置

(情報の収集及び提供等)

第十七条 市は、身体障害者等による施設等の円滑な利用を促進するため、必要な情報の収集及び提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者及び市民の理解を深める等のための措置)

第十八条 市は、身体障害者等による施設等の円滑な利用に関する事業者及び市民の理解を深めるため、教育活動、広報活動等を推進するとともに、その円滑な利用の促進に関し事業者及び市民との連携を図り、これらの者の協力を得るため、体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第十九条 市は、福祉整備に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 福祉整備審議会

第二十条 身体障害者等による施設等の円滑な利用に関する事項について調査審議するため、仙台市福祉整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 整備基準の設定、変更及び廃止に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、身体障害者等による施設等の円滑な利用に関する事項
- 3 審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雜則

(国等に関する特例)

第二十一条 第九条から第十二条まで及び第十六条の規定は、国、他の地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)及び市が施行する施設工事等並びに国等及び市が所有し、又は管理する施設等については、適用しない。

- 2 市長は、前項の施設工事等又は施設等について、身体障害者等による施設等の円滑な利用に関する施策を実施するため必要があるときは、国等に対し、協力を要請することができる。

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成八年七月規則第六二号で第一条から第七条まで、第一七条から第二〇条まで及び第二二条の規定は、平成八年七月一〇日から施行)

(平成九年二月規則第二号で、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで及び第二十一条の規定は平成九年二月十九日から、第九条から第十二条まで及び第十三条の規定は平成九年四月一日から施行)

附 則(平一八、一〇・改正)

この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成一八年一二月規則第一〇一号で、平成一八年一二月二〇日から施行)